

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人母について、平成23年3月から同年9月まで夫婦間で別離が生じたことを考慮して、上記期間につき月額3万円の賠償が、申立人子について、平成23年3月から平成24年2月まで両親との別離が生じたこと及び消防職員として救急業務に従事していたことを考慮して、一時金50万円（ただし、既払金12万円を除く。）の賠償がそれぞれ認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）につき、申立人X1（以下、「申立人1」という。）及び申立人X2（以下、「申立人2」といい、申立人1及び申立人2を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人と申立人らは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人1の損害

損害項目 日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4 指針I）⑧による増額分 21万0000円

期 間 自 平成23年 3月27日
至 平成23年 9月12日

2 申立人2の損害

損害項目 日常生活阻害慰謝料増額分（一時金） 50万0000円

第2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害に係る賠償金として合計71万0000円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人2に対し、日常生活阻害慰謝料の増額分として12万0000円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人

らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年11月27日

（仲介委員 岸本 有巨）